公　告

諸　事　項

工場財団

鹿児島市与次郎一丁目９番33号**株式会社南日本新聞社**の工場財団に鹿児島市与次郎一丁目９番33号株式会社南日本新聞社本社与次郎工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年８月 10 日　　鹿児島地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人水野武の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 23 年８月 10 日　　大阪法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成23年８月１日から１か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年８月 10 日

福島地方法務局長　寒河江　晃

記

氏名　有我　晴輝

所属する司法書士会　福島県司法書士会

登録番号　福島第435号

事務所の所在地　福島県郡山市深沢一丁目２番９号

鉱業法第 189 条の規定による公告

経済産業省公告第 16 号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の区役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　日高国試掘権登録第3603号・同第3604号・同第3605号・同第3606号・同第3607号・同第3609号・同第3610号・同第3611号・同第3612号・同第3613号

鉱業権者　東京都新宿区百人町３丁目１番４―504号

越智　哲男

記

⑴　処分の内容　鉱業法第55条の規定による鉱業権の取消し

⑵　処分の日　平成23年７月11日

平成 23 年８月 10 日　　北海道経済産業局長

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年８月 10 日

北海道開発局長　高松　　泰

１　処分をした年月日　平成23年７月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　岩田地崎建設株式会社　岩田　圭剛　北海道札幌市中央区北２条東17丁目２番地　国土交通大臣許可（特―19）第1453号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

北海道内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成23年８月11日から平成23年11月８日までの90日間

４　処分の原因となった事実　岩田地崎建設株式会社の元第１営業部部長は、札幌市が平成22年11月１日から同月４日にかけて電子入札方式により執行した「社会資本整備総合交付金事業道道小樽定山渓線（四ツ峰トンネル）復旧工事」の一般競争入札において、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をしたとして、平成23年３月24日に札幌地方検察庁から起訴され、平成23年６月21日に札幌地方裁判所から判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年８月 10 日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成23年７月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　太陽産業株式会社　冨木　謙三　宮城県仙台市若林区六丁の目中町１―７　国土交通大臣（般―22）第21296号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年７月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年８月 10 日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

１　処分をした年月日　平成23年７月19日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住友重機械プロセス機器株式会社　岡田　　敏　愛媛県西条市今在家1501　国土交通大臣許可（特―22）第23184号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年７月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第７０２１９号

東京都足立区竹の塚７丁目15番12―502号

申立人　千葉ノブ子

本籍東京都足立区西新井本町３丁目1438番地、最後の住所東京都足立区竹の塚７丁目13番５―102号、死亡の場所東京都千代田区、死亡年月日平成22年９月２日、出生の場所北海道虻田郡虻田村、出生年月日大正13年１月12日、職業不詳

被相続人　亡　石川　政行

東京都江東区福住２丁目４番17―104号

相続財産管理人　弁護士　野口　明男

東京家庭裁判所

平成２３年（家）第７０２７１号

東京都足立区六木４丁目３番３号

申立人　大山　紀子

本籍東京都豊島区池袋本町４丁目８番、最後の住所東京都墨田区本所４丁目１番１号　長谷川ビル７Ｆ、死亡の場所千葉県千葉市緑区、死亡年月日平成22年１月５日、出生の場所東京都足立区梅田町1443番地、出生年月日昭和34年３月３日、職業無職

被相続人　亡　長田　雅人

事務所東京都新宿区左門町13―１四谷弁護士ビル407号

相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

東京家庭裁判所